

入札説明書

泊陸奥横浜停車場線道路改良橋梁予備設計業務委託に係る入札実施公告に基づく条件付き一般競争入札(一般型)については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和8年4月21日(火)

2 業 務 の 概 要

(1) 業 務 番 号 繰 第6041-1号

(2) 業 務 名 泊陸奥横浜停車場線道路改良橋梁予備設計業務委託

(3) 業 務 場 所 上北郡六ヶ所村大字泊地内

(4) 業 種 土木関係建設コンサルタント業務

(5) 履 行 期 限 令和9年3月26日(金)まで

(6) 業 務 概 要 委託数量 N=1橋
橋梁予備設計 1式

(7) 予 定 価 格 22,099,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

(8) 本業務は、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価落札方式(簡易型Ⅰ)の方法による。

3 参 加 資 格

条件付き一般競争入札実施公告のとおりとする。

4 技 術 提 案 書 の 内 容 及 び 作 成 要 領

作成する技術提案書の記載内容は「建設関連業務の総合評価落札方式に関する運用の手引き(試行)」(下記ホームページ参照)によるものとし、評価項目は5のとおりとする。

ホームページ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/nyuukei.html>

5 総合評価に関する事項

(1) 評価に関する基準

本業務委託の総合評価の評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

①企業評価

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 | 得点 |
|-----------------------------|-----------------------------------|-----|-------|
| 平成27年度以降における同種業務(※1)の実績 | 国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が5件以上 | 2.0 | / 2.0 |
| | 国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が1件以上 | 1.0 | |
| | 上記以外 | 0.0 | |
| 令和3年から令和6年までの県発注業務の成績評定の平均点 | 82点以上 | 3.0 | / 3.0 |
| | 81点以上82点未満 | 2.5 | |
| | 80点以上81点未満 | 2.0 | |
| | 79点以上80点未満 | 1.5 | |
| | 78点以上79点未満 | 1.0 | |
| | 77点以上78点未満 | 0.5 | |
| | 77点未満 | 0.0 | |
| 品質・環境マネジメントシステムの取組状況 | ISO9001及びISO14001の認証を取得済み | 1.0 | / 1.0 |
| | 上記認証のうちいずれか1つを取得済み | 0.5 | |
| | 上記以外 | 0.0 | |
| 企業の地域精進度 | 令和2年度以降の地域内(※2)での業務実績有り | 1.0 | / 1.0 |
| | 上記以外 | 0.0 | |
| 企業の優良建設関連業務表彰の有無 | 国又は青森県からの表彰あり | 1.0 | / 1.0 |
| | 上記以外 | 0.0 | |
| 若手又は女性技術者の配置の有無 | 管理技術者への配置 | 1.0 | / 1.0 |
| | 担当技術者への配置 | 0.5 | |
| | 上記以外 | 0.0 | |
| 社会貢献活動の有無(※3) | 地域内(※2)での社会貢献活動の実績あり | 1.0 | / 1.0 |
| | 上記以外 | 0.0 | |

②技術者評価

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 | 得点 |
|-----------------------------|--------------------------------------|-----|-------|
| 技術者の保有資格 | 技術士(総合技術監理部門(該当選択科目))又は技術士(該当技術部門)※4 | 2.0 | / 2.0 |
| | RCCM(該当技術部門※4) | 1.0 | |
| | 上記以外 | 0.0 | |
| 技術者の令和2年度以降における同種業務(※1)の実績 | 国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が3件以上 | 2.0 | / 2.0 |
| | 国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が1件以上 | 1.0 | |
| | 上記以外 | 0.0 | |
| 技術者の令和3年から令和6年までの県発注業務の成績評定 | 81点以上の実績がある | 1.0 | / 1.0 |
| | 79点以上81点未満の実績がある | 0.5 | |
| | 上記以外 | 0.0 | |
| 技術者の優良建設関連業務表彰の有無 | 国又は青森県からの表彰の実績あり | 1.0 | / 1.0 |
| | 上記以外 | 0.0 | |
| 技術者の手持ち業務量(件数) | 0件 | 2.0 | /2.0 |
| | 1件 | 1.5 | |
| | 2件 | 1.0 | |
| | 3件 | 0.5 | |
| | 4件以上 | 0.0 | |
| 継続教育の取組状況 | 各団体の目標(推奨)単位数を満たしている | 1.0 | / 1.0 |
| | 上記以外 | 0.0 | |
| 技術者の地域精通度 | 令和2年度以降の地域内(※2)での同種業務(※1)の実績有り | 1.0 | / 1.0 |
| | 上記以外 | 0.0 | |

※1 評価の対象となる同種業務は橋梁予備設計業務で、かつ、契約金額2千2百万円以上のものとする。

※2 地域内とは、以下に記載された地域とする。

| |
|--------------|
| 十和田市、三沢市、上北郡 |
|--------------|

※3 企業としての社会貢献活動を対象とし、協会等での活動に協会員として参加したものや受注業務及び受注工事として実施したものは対象外とする。

※4 評価の対象となる該当技術部門と該当選択科目は、実施公告に記載のとおりとする。

③実施方針

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 | 得点 |
|---------------------------|----------------------------------|-----|-------|
| 業務理解度 (業務の目的、内容、制約条件等) | 審査者3名の採点合計 8点以上 | 4.0 | / 4.0 |
| | 審査者3名の採点合計 6点又は7点 | 3.0 | |
| | 審査者3名の採点合計 4点又は5点 | 2.0 | |
| | 審査者3名の採点合計 2点又は3点 | 1.0 | |
| | 審査者3名の採点合計 1点以下 (記載内容が標準的である) | 0.0 | |

(2) 総合評価の方法

- ① 評価は総合評価点により行う。総合評価点は、次式により算出する。

総合評価点＝「価格評価点」＋「価格以外の評価点」

この総合評価点が最も大きいものを落札者とする。

- ② 価格評価点の配点は40点とし、以下の式により算出する。

ア) 入札価格 ≥ 調査基準価格の場合

価格評価点＝40点 × (1－入札価格／予定価格)

イ) 入札価格 < 調査基準価格の場合

価格評価点＝40点 × {(1－調査基準価格／予定価格)
+ 0.5 × (調査基準価格－入札価格)／予定価格}

- ③ 価格以外の評価点の配点は60点とし、次式により算出する。

価格以外の評価点＝60点 × (技術力評価の得点)／(技術力評価の満点)

※価格評価点を算定する際には入札価格の一万円未満を切上げて算定する。

(入札価格は変わらず、算定上の扱いである)

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、提出した技術提案書の審査を受けて資格確認を得た場合のみ、価格及び技術提案書をもって入札し、次の(ア)及び(イ)の要件に該当する者のうち(2)「総合評価の方法」によって算出された総合評価点が最も大きいものを落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価点が最も大きい者を落札者とすることがある。

(ア)入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ)技術提案がすべての評価項目に関する最低限の要求要件を満たしていること。

② ①において、評価値が最も大きい者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、当案件が電子入札システムを利用して行う入札の場合は、電子くじにより落札者を決定する。

(4) 評価内容の担保

実際の履行に際しては、技術提案書に記載した提案内容を満たす履行を確保するものとする。

受注者の責めにより提案内容を満たす履行が行われない場合は、再度の履行を行う。再度の履行が困難又は合理的でない場合は、損害賠償の請求等を行うことがある。併せて業績成績評定点を減ずる措置(1つの不履行に対して、マイナス5点)を行う。

なお、記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められ指名停止要領に定める措置要件に該当する場合は、指名停止の措置を行うことがある。

6 実施上の留意事項

(1) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 技術提案書は、提出者に無断で技術審査以外の用途に使用しない。

(3) 提出された技術提案書は返却しない。

(4) 技術提案書作成に関する手続きについての問い合わせ先は、次のとおりとする。

① 問い合わせ窓口：青森県上北県土整備事務所 道路施設課

住所 034-0093 十和田市西十二番町20-12

電話 0176-22-8111(内線246)

② 問い合わせ時間：休日を除く毎日の8時30分から17時15分まで